

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇告 示 土地改良法に基づく交換分合計画の認可の申請

土地の立入りの通知

土地の用途廃止

土地区整理事業の施行の認可

都市計画事業の認可

”

都市計画道路の変更

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

◇正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百条第一項の規定に基づき、境港市中浜農業協同組合から交換分合計画の認可の申請があつたの

で、同法同条第二項において準用する同法第九十九条第五項の規定により告示する。

その交換分合計画書及び関係図面は、昭和四十六年五月十八日から三十日間鳥取県農林部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 起業者の名称 建設大臣

二(一) 事業の種類 一般国道二十九号防雪工事

三(一) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡若桜町小舟地内

四(一) 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

二(二) 起業者の名称 建設大臣

三(二) 事業の種類 一般国道九号改築工事

四(二) 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡岩美町蒲生地内

五(二) 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

三(三) 起業者の名称 建設大臣

(一) 事業の種類 一般国道九号改築工事

(二) 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡岩美町岩井、坂上及び恩志地内

(三) 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

(四) 起業者の名称 建設大臣

(一) 事業の種類 一般国道五十三号改築工事

(二) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町地内

(三) 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

(四) 起業者の名称 建設大臣

(一) 事業の種類 一般国道九号改築工事

(二) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市湖山、大寺屋、堀越、中茶屋、溝川及び伏野地内

(三) 立ち入ろうとする期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年五月十日から用途廃止した。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)

用途

米子市皆生字東林の上四六一ノ一番地先から
四六二ノ二番地先まで

三一・二〇

道路敷

鳥取県告示第四百五十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市生田土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の住所及び名称

倉吉市生田四二一番地二 新田 忠雄

倉吉市生田四四一番地 水谷 辰三郎

倉吉市生田四〇三番地 桑本 大二

倉吉市生田四五番地一 平田 英雄

倉吉市生田四九五番地一 福沢 饒

倉吉市生田四九五番地二 中野 雅信

倉吉市生田四九五番地四 竹森 国市

倉吉市生田三七九番地一 浅田 仁隆

倉吉市生田五〇一番地四 田中 猛夫

倉吉市丸山町五三四番地二 入船 絹江

倉吉市富海九一〇番一 藤原 重雄

倉吉市生田四四一番地 水谷 昭一

- 倉吉市丸山町四九五番地二 中野 あさの
倉吉市大正町二丁目七五番地 谷川 信枝
倉吉市越殿町一、五四四番地四 桑田 敏子
- 二 事業施行期間
昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
倉吉市生田字下河原の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
倉吉市生田土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
倉吉市巖城三六六番地一
(高力不動産事務所内)
- 六 施行認可の年月日
昭和四十六年五月十二日
- 七 事業年度
昭和四十六年度
- 八 公告の方法
倉吉市巖城三六六番地一 高力不動産事務所前に掲示する。

鳥取県告示第四百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画公園事業第三十号公園大森公園
- 三 事業施行期間 昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 鳥取市相生町一丁目地内

鳥取県告示第四百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 倉吉市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 倉吉都市計画公園事業第一号公園打吹公園
- 三 事業施行期間 昭和四十六年五月十八日から昭和五十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 倉吉市字宮ノ峰、印判、若宮、鋳畑、西梅田、惣田山、三本松及び桜谷地内

鳥取県告示第四百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

米子市安倍、旗ヶ崎、花園町、灘町三丁目、立町三丁目、寺町、尾高町、朝日町、東倉吉町、四日市町、紺屋町、法勝寺町、角盤町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、糺町一丁目、二丁目、福市、青木、兼久、境港市大正町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、上道町、中野町、朝日町、及び東本町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇 米子市役所

境港市上道町一、六〇〇 境港市役所

四 縦覧期間

昭和四十六年五月十八日から昭和四十六年五月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十一号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(麻の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

「鳥取県立倉吉専修職業訓練校 倉吉市駄経寺二九の三」を「鳥取県立倉吉専修職業訓練校 倉吉市新田五六〇の二」に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十六年五月十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

千代川 昭和四十六年六月一日から(引懸(ソロ)にあつては六月十四日まで)

天神川 昭和四十六年六月一日から昭和四十六年六月二十六日まで

日野川 昭和四十六年六月一日から昭和四十六年六月十二日まで

正 誤

鳥取県条例の一部を改正する条例(昭和四十六年四月鳥取県条例第二十三号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

二十七
二十八

納入月日及び
納入場所 銀行 店(局)

納入月日及び
納入場所 銀行 店(局)